

鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託 公募型プロポーザル実施要領

(業務目的)

第1条 この要領は、鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託（以下「業務」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた「就職氷河期世代（令和6年4月1日時点において大卒で概ね42歳から53歳まで、高卒で概ね38歳から49歳までに相当）」に該当する者は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在もなお不安定な就労や無業の状態を余儀なくされている者等も少なくない状況にある。

については、就職氷河期世代の求職者の正規雇用化を促進するため、オンラインによる企業向けの求人支援セミナー及び求職者向けの就職支援セミナーを開催すると共に、オンラインによる企業見学ツアーを通して、企業と求職者とのマッチングの増加及び精度の向上を図る。

2 業務の内容は、別添「鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(予算額)

第3条 予算額は金3,072千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務の期間等)

第4条 業務の期間は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。

2 契約者及び契約担当部局は、次のとおりとする。

(1) 契約者

鳥取県知事 平井 伸治

(2) 契約担当部局

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

(参加資格要件)

第5条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取

扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年4月12日（金）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより以下の場所に提出すること。この際、プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに以下の場所に必ず連絡すること。

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

- (3) 令和6年3月29日（金）から同年5月17日（金）までの間のいずれの日においても鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者であること。
- (4) 令和6年3月29日（金）から同年5月17日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 令和6年3月29日（金）から同年5月17日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（スケジュール）

第6条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 調達公告 | 令和6年3月29日（金） |
| (2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限 | 令和6年4月12日（金） |
| (3) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 令和6年4月12日（金） |
| (4) 質問受付期限 | 令和6年4月19日（金） |
| (5) 質問への回答日 | 令和6年4月24日（水） |
| (6) プロポーザル参加資格の有無通知期限 | 令和6年5月15日（水） |
| (7) 企画提案書等提出期限 | 令和6年5月17日（金） |
| (8) 審査会開催（書面審査の実施） | 令和6年5月下旬 |
| (9) 審査結果の通知 | 令和6年5月下旬 |
| (10) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和6年6月上旬 |
| (11) 契約締結 | 令和6年6月上旬 |

2 実施要領等の交付については、次のとおりとする。

- (1) 交付方法令和6年3月29日（金）から同年5月17日（金）までの間に、インター

ネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/310763.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(2) 交付期間及び時間

令和6年3月29日(金)から同年5月17日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。))の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

電話 0857-26-7647 ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

(4) 交付資料

ア 調達公告

イ 鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託公募型プロポーザル実施要領

ウ 「企画提案参加申込書(様式第1号)」及び「公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)」

エ 仕様書

オ 企画提案書等作成要領(以下「作成要領」という。)

カ 「鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託企画提案書(様式1)」及び「会社・団体等概要及び事業実績(様式2)」

キ 鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託評価要領(以下「評価要領」という。)

(企画提案参加申込書等の提出)

第7条 プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加申込書(様式第1号)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)を作成し、令和6年3月29日(金)から同年4月12日(金)までの間(休日等を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までに第6条第2項第3号の場所に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、同年4月12日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。なお、送付に当たっては、書留郵便(親展と明記すること。))又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。以下「書留郵便等」という。))によること。

2 プロポーザルへの参加は、企画提案参加申込書等を第1項の期日までに提出した者に限る。

3 第1項の規定に基づき提出された企画提案参加申込書等により、プロポーザルへの参加資格の有無について審査を行う。

(企画提案書等の作成及び提出)

第8条 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

(1) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便等によること。

(2) 提出場所

第6条第2項第3号に同じ。

(3) 提出期間及び時間

令和6年3月29日(金)から同年5月17日(金)までの間(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年5月17日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

- 2 提案者は、業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領の1(1)ア(イ)の「事業の実施体制及びスケジュールを明らかにする書類」に記載すること。

(質問の受付)

第9条 企画提案書等の作成にあたって質問がある場合は、令和6年3月29日(金)から同年4月19日(金)までの間に、第6条第2項第3号の提出先に、書面又は電子メールのいずれかの方法により提出することとする。(様式は任意)

なお、電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

また、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、同年4月24日(水)までに随時インターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/310763.htm>)に掲載して回答する。

(審査会の設置)

第10条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は企画提案等の内容を評価し、順位を決定するものとする。
- 3 審査会は3名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、書面審査を実施する。

(1) 日時

令和6年5月下旬

(2) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁内会議室(又はオンライン開催)

(評価方法)

第11条 鳥取県は評価要領を定め、審査会は当該評価要領に基づいて評価を行う。

(提案者の失格)

第12条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(最優秀提案者の選定方法)

第 13 条 第 11 条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(審査結果の通知、公表)

第 14 条 鳥取県は、審査結果を提案者全員に文書で通知するものとする。

その概要をインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/310763.htm>)で公表するものとする。

(契約の締結)

第 15 条 鳥取県は審査会による審査の結果、評価要領に基づき最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(企画提案書等の取扱い)

第 16 条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっては提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(契約保証金)

第 17 条 契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(契約の解除)

第 18 条 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課長が別に定める。

2 企画提案書等の無効

- (1) 第5条の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。
- (2) 書面審査に参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

附 則

この要領は、令和6年3月29日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。